

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 市民生活部 市民課
個人情報ファイルの利用 目的	市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他市 民に関する事務処理の基礎とする。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本 籍・国籍、6 住所、7 家族状況、8 親族状況、9 婚 姻、10 居住状況
記録範囲	本庄市に住所を有する若しくは有した者及び本籍 を有する者（戸籍の附票を含む）
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・ 私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第 8 条に定める住民票の記載等	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録証明事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 市民生活部 市民課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市印鑑条例に基づき印鑑の登録、廃止及び印鑑 登録証明書の発行の事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 印影、 6 居住状況
記録範囲	印鑑登録をしている又はしたことがある者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 民間・私人（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	本庄市印鑑条例第 9 条に定める修正及び同条例第 10 条に定める廃止

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	本庄市に本籍を有するものの身分的事項を公証するもの。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 本籍・国籍、5 住所、6 家族状況、7 親族状況、8 婚姻、9 居住状況	
記録範囲	本庄市に本籍を有する者及び本庄市に戸籍に関する届出をした者	
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容については、戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 1 3 条、第 1 1 4 条、第 1 1 6 条に定める手続を行った後に訂正申請できる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する届出等の審査のために利用する。	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 国籍、6 住所、7 電話番号、8 基礎年金番号、9 所得・収入	
記録範囲	本庄市に住所を有する国民年金被保険者及び老齢・障害・遺族基礎年金受給者・寡婦年金受給者・特別障害給付金受給者	
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、日本年金機構（法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	国民年金法第 1 4 条の 2 に基づく手続き	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用 目的	年金生活者支援給付金の支給に関する事務のため に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 基礎年 金番号、6 所得・収入、7 課税	
記録範囲	本庄市に住所を有する老齢・障害・遺族基礎年金受 給者	
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、日本年金機構（法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 （マニュアル処理フ ァイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 保育課
個人情報ファイルの利用 目的	子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育 給付認定申請受付及びその他の届出に関する事務 を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 家族状況、11 婚姻、12 居住状況
記録範囲	保育施設利用申込者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁（法令等 に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法の規定に基づき、児童手当の認定、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 所得・収入、8 口座番号、9 婚姻
記録範囲	児童手当受給者及びその配偶者、児童手当支給対象児童
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用 目的	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認 定、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 所得・収入、9 口座番号、10 家族状況、11 親族状況、12 婚姻、 13 居住状況
記録範囲	児童扶養手当受給資格者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条 例の規定に基づき、ひとり親医療費の受給者証交付 申請受付、現況届及びその他届出に関する事務を行 う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 所得・収入、9 課税・納税、10 口座番号、11 家族状況、12 親 族状況、13 婚姻、14 居住状況
記録範囲	ひとり親家庭等医療費受給者及び、対象の児童
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども医療費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市子ども医療費の支給に関する条例の規定に 基づき、子ども医療費の受給者証交付、その他届出 に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 口座番号
記録範囲	対象の児童および保護者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用 目的	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、 特別児童扶養手当の認定請求、所得状況届及びその 他届出に関する受付事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 家族状況
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格者及び対象児童
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市後期高齢者医療被保険者情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	高齢者の医療の確保に関する法律及び本庄市後期 高齢者医療に関する条例の規定に基づき、後期高齢 者医療被保険者の資格管理を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 保険給付金額
記録範囲	埼玉県後期高齢者医療被保険者及び被保険者世帯 の世帯主
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険被保険者情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規定に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 家族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯の世帯主及び被保険者
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険給付情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、国民健康保険被保険者の給付申請受付 事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 保険給付金額、11 家族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯の世帯主及び被保険 者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険出産育児一時金情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、出産育児一時金の支給申請受付事務を 行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 課税・納税、7 口座番号、8 支給金額、9 家 族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯のうち出産育児一時 金の申請世帯
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険葬祭費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、葬祭費の支給申請受付事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 口座番号、7 支給金額、8 家族状況
記録範囲	葬祭費申請に係る本庄市国民健康保険加入者およ び申請者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（予防接種法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 健康推進課・こども家庭センター
個人情報ファイルの利用 目的	予防接種法に基づき、予診票の発行に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、 5 住所、6 電話番号、7 接種履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（健康増進法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 健康推進課
個人情報ファイルの利用 目的	健康増進法に基づき、受診券の発行に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、 5 住所、6 電話番号、7 受診履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（高齢者の医療の確保に関する法律）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 保健部 健康推進課
個人情報ファイルの利用 目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、受診券 の発行に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、 5 住所、6 電話番号、7 受診履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険業務ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 介護保険課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	介護保険制度における保険者事務の執行（資格管理・受給者管理・給付管理、保険料の賦課徴収等）
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本籍・国籍、6 住所、7 電話番号、8 所得・収入、9 課税・納税、10 口座番号、11 体格・体力、12 健康状態、13 家族状況、14 親族状況、15 居住状況
記録範囲	第 1 号（65 歳以上）・第 2 号（40～65 歳未満） 被保険者・生活保護等の無資格者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 居宅介護支援事業所等（本人から委任がある） ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	埼玉県国民健康保険団体連合会、日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による決定及び支給に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・福祉部 障害福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関する決定及び支給等に関する事務を行うため
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 障害の状況、11 家族状況、12 親族状況
記録範囲	障害者（児）及び家族
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、家族等（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	他の自治体
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳等に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・福祉部 障害福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	身体障害者福祉法等に基づく障害者手帳の交付等 に関する事務を行うため
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 障害の状況、11 家族状況、12 親 族状況
記録範囲	障害者（児）
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁、家族等（本人の同意が ある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	他の自治体
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児玉地区保護司会名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児玉地区保護司会にかかる事務を行うこと。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 学業・学歴、7 職業・職歴、8 資格、9 賞罰、10 職業上の地位
記録範囲	児玉地区保護司
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戦没者等の遺族の援護事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	戦没者等の遺族に対して支給される弔慰金等に係 る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所
記録範囲	弔慰金等請求者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税徴収関係ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・市長部局 総務部 収納課
個人情報ファイルの利用 目的	市税の徴収のため
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本 籍・国籍、6 住所、7 電話番号、8 職業・職歴、9 所得・収入、10 資産の状況、11 課税・納税、1 2 取引の状況、13 債務の状況、14 口座番号、1 5 家族状況、16 親族状況、17 婚姻、18 居住状 況
記録範囲	納税義務者（法人含む）
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・ 私人（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	株式会社 アウトソーシングトータルサポート
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・福祉部 障害福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき 特別障害者手当等の支給に関する事務を行うため
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 障害の状況、11 家族状況、12 親 族状況
記録範囲	障害者（児）及び家族
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、家族等（本人の同意が ある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	他の自治体
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・福祉部 障害福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づき 手当の支給に関する事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 所得・収入、7 課税・納税、8 口座番号、9 障害の状況
記録範囲	障害者（児）
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、家族等（本人の同意が ある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費支給に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 市民生活部 支所市民福祉課・福祉部 障害福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市重度心身障害者医療費支給に関する条例に 基づく支給に関する事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 加入健康保険、7 所得・収入、8 課税・納税、 9 口座番号、10 障害の状況
記録範囲	障害者（児）
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、家族等（本人の同意が ある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		